

注記（一般会計等財務書類）

(1)重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

○無形固定資産・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・再調達原価

②有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

・有価証券及び出資金のうち、市場価格があるもの：会計年度末における市場価格

・有価証券及び出資金のうち、市場価格がないもの：出資金額

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）：定額法

主な耐用年数は以下のとおり。

建物 8 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 3 年～15 年

・無形固定資産（リース資産を除く）：定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっている。）

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

④引当金の計上基準及び算定方法

- ・徴収不能引当金

過去の不納欠損実績に基づいて計上

- ・賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

- ・退職手当引当金

退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち川辺町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上

- ・損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額を計上

⑤リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

- ・上記以外のファイナンス・リース取引オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（川辺町公金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいう。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ア 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上している。ソフトウェアについても物品の取扱いに準ずる。

- イ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理している。